

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する等の条例 の制定について

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険診療所条例の一部を改正する等の条例

(東近江市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第1条 東近江市国民健康保険診療所条例(平成17年東近江市条例第163号)の一部を次のように改正する。

別表第1 東近江市湖東診療所の項を削る。

(東近江市湖東リハビリステーション条例の廃止)

第2条 東近江市湖東リハビリステーション条例(平成17年東近江市条例第136号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

東近江市湖東診療所及び東近江市湖東リハビリステーションを民間事業者による運営に移行するため、公の施設としての供用を廃止したく、本議案を提出するものである。